

「岩手県精神科救急医療体制整備事業実施要綱」一部改正 新旧対照表

現行	改正後
<p style="text-align: center;">岩手県精神科救急医療体制整備事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ～ 第12条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成10年2月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成18年9月15日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成19年9月7日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成20年6月13日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成24年11月26日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月19日から施行する。</p> <p>別表 [略]</p> <p>(別紙)</p> <p>別紙(第5条関係)</p>	<p style="text-align: center;">岩手県精神科救急医療体制整備事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 ～ 第12条 [略]</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成10年2月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成18年9月15日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成19年9月7日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成20年6月13日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成21年6月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成24年11月26日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月19日から施行する。</p> <p style="padding-left: 80px;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和2年5月21日から施行する。</u></p> <p>別表 [略]</p> <p>(別紙)</p> <p>別紙(第5条関係)</p>

